（観光企画課の所掌事務）

第二十五条　観光企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　観光部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　観光の振興に関すること（国際観光課及び観光地域振興課の所掌に属するものを除く。）。

三　旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。

四　ホテル及び旅館の登録に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、観光部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2　四国運輸局の観光企画課は、前項各号に掲げる事務のほか、第二十七条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（国際観光課の所掌事務）

第二十六条　国際観光課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際観光の振興に関すること（観光地域振興課の所掌に属するものを除く。）。

二　観光部の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡調整に関すること。

（観光地域振興課の所掌事務）

第二十七条　観光地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　観光地及び観光施設の改善に関すること。

二　地域の振興に資する観光の振興に関すること。

三　観光資源の保護、育成及び開発に関すること。

四　観光の振興に寄与する人材の育成に関すること。

五　通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士に関すること。

2　東北運輸局の観光地域振興課は、前項各号に掲げる事務のほか、福島特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。

第二十八条から第三十六条まで　削除

第二十八条から第三十六条までを次のように改める。

第四十六条第五号及び第四十七条第四号中「交通環境部」を「交通政策部」に改める。

附則第四条の見出し中「企画観光部」を「観光部」に改め、同条中「企画観光部」を「観光部」に、「第二条第一項各号」を「第三条第一項各号」に改める。

附則第五条の見出し中「企画観光部観光地域振興課」を「観光部観光地域振興課」に改め、同条中「企画観光部観光地域振興課」を「観光部観光地域振興課」に、「第二十三条第一項各号」を「第二十七条第一項各号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

（地方交通審議会規則の一部改正）

2　地方交通審議会規則（平成十三年国土交通省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「地方運輸局企画観光部交通企画課」を「地方運輸局交通政策部交通企画課」に改める。

○防衛省令第十三号

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第三十四条第二項の規定に基づき、地方防衛局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

防衛大臣　中谷　元

地方防衛局組織規則の一部を改正する省令

地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

別表九州防衛局の項中

小倉防衛事務所	北九州市
佐世保防衛事務所	佐世保市

を

佐世保防衛事務所
佐世保市

に改め、同表熊本防衛支局の項中

宮崎防衛事務所	宮崎市
鹿児島防衛事務所	鹿児島市

を

宮崎防衛事務所	宮崎市

に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、古本伸一郎後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百九十六号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年六月三十日

総務大臣　山本　早苗

〔その他の政治団体〕の部古本伸一郎後援会のうち2中

「支出総額　24,631,015」を「24,623,730」に改め、

同部古本伸一郎後援会のうち4中

「経常経費　15,778,824」を「15,773,817」に、

「経常経費　1,814,648」を「1,809,641」に、

「備品・消耗品費　8,852,191」を「5,128,645」に、

「政治活動費　8,849,913」を「5,126,367」に改める。

○総務省告示第二百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、大久保ゆきしげ政治活動東京後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百十二号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年六月三十日

総務大臣　山本　早苗

〔その他の政治団体〕の部大久保ゆきしげ政治活動東京後援会のうち1中

「収入総額　532,391」を「5,952,391」に、

「本年収入額　63」を「5,420,063」に改め、

同部大久保ゆきしげ政治活動東京後援会のうち3中

「3　本年収入の内訳　」を

「3　本年収入の内訳

機関紙誌の発行その他の事業による収入　5,420,000

大久保ゆきしげ君を励ます会　5,420,000　」

に改め、

同部大久保ゆきしげ政治活動東京後援会のうち4の次に次のように加える。

5　政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳

大久保ゆきしげ君を励ます会

（政治団体からの対価の支払）

日本歯科医師連盟　1,000,000　千代田区

同部古本伸一郎後援会のうち1中

「収入総額　27,570,638」を「5,192,004」

「前年繰越額　27,577,923」を「5,199,289」に改める。